

福岡県地域興しマイスターあっせん実施要領

第1 目 的

中山間地域において地域興しに関する取組を実施するに当たり、中山間地域活性化協議会（別途規約で定める。以下「協議会」という。）が、事業主体として、地域興しマイスターを地域にあっせんし、指導・助言活動を行うことにより、地域の主体的な取組を支援し、当該地域の活性化に資することを目的とする。

第2 地域興しマイスター

1 定 義

地域興しに関する専門的・経験的知識と幅広い情報等を有し、県内における指導・助言活動が可能な人材で、協議会の会員となっている者を福岡県地域興しマイスターとする。

第3 あっせん対象等

1 あっせん対象

中山間地域において、地域活性化への取組に対し意欲的であり、地域興しマイスターの受入体制が整っている地域活性化グループ、市町村等（以下「地域活性化組織等」という。）とする。

2 活動費用

地域興しマイスターの活動に係る費用は、地域活性化組織等が負担するものとする。

第4 あっせんの申し込み等

1 あっせんの申し込み

地域興しマイスターのあっせんに希望する地域活性化組織等は、福岡県地域興しマイスターあっせん申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）を協議会長に提出しなければならない。

2 通 知

協議会長は、提出された申込書の内容を審査し、地域興しマイスターとの調整の上、地域興しマイスターのあっせんに適当と認めた時は、地域活性化組織等に対し様式第2号により通知するものとする。

第5 報 告

地域興しマイスターを受け入れた地域活性化組織等は、その内容について、あっせん終了後15日以内に福岡県地域興しマイスターあっせん結果報告書（様式第3号）を協議会長に提出するものとする。

第6 そ の 他

この事業の実施にあたり、協議会長は、必要に応じて、福岡県農林水産部農山漁村振興課と連絡・調整、協議等を行う。

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成17年8月16日から実施する。

この要領は、平成20年4月1日から実施する。